

文教福祉委員会

令和8年7月8日

1 陳情審査

(1)新たに送付された陳情

- ・送付8-12 区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

2 報告事項

【子ども部】

- (1) ちよだ BRIDGE（私立学校等就学者支援電子商品券）交付事業について 【資料】

- (2) 令和8年度における区立学校園で実施している新たな取組 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給について 【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

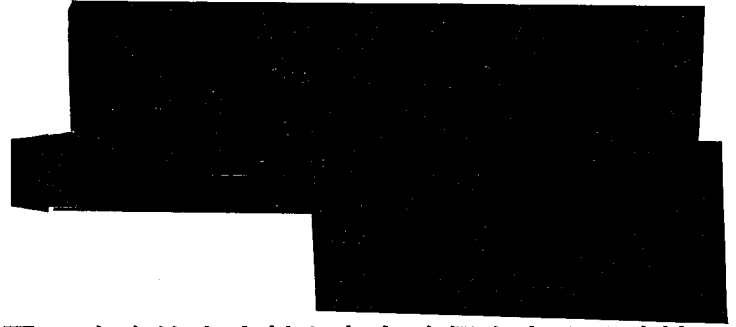
文教福祉委員会 送付 8－12

区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 5 月 2 6 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様



区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

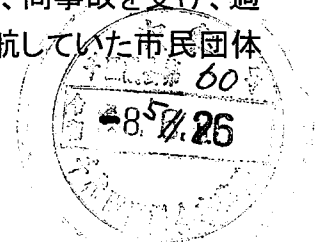
教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。



なお、辺野古移設反対活動を物心両面で支える「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて 300 団体以上確認できます。東京都においては、賛同団体 109 団体のうち 100 団体、すなわち 91.7%が教職員・学校職員組合系団体です。

教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けた実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

① 区立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第 14 条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去 3 年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

ちよだ BRIDGE（私立学校等就学者支援電子商品券）交付事業について

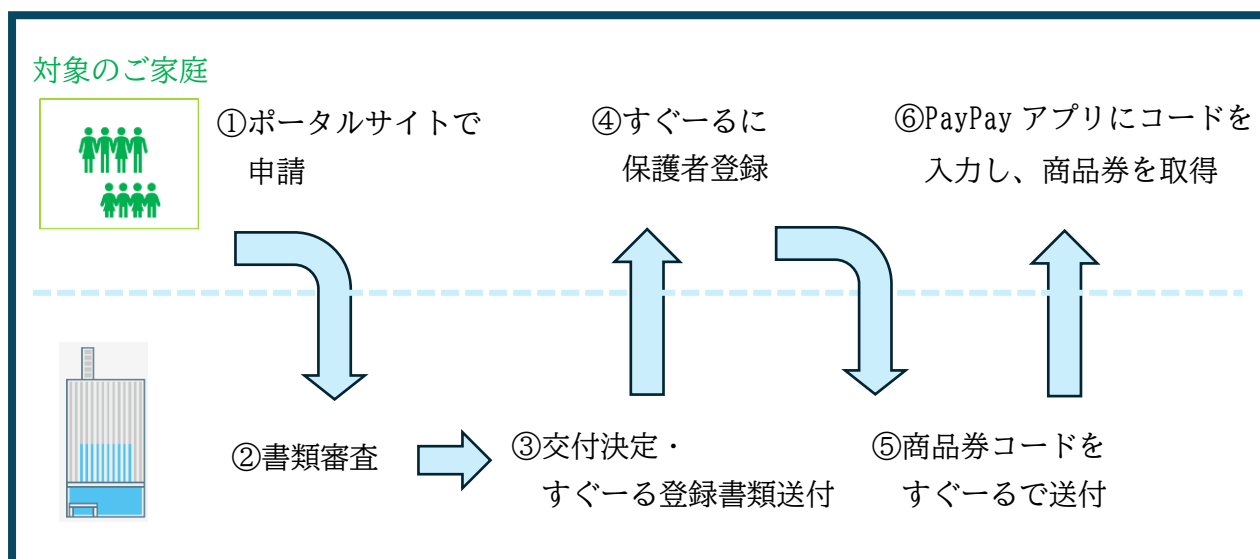
1 電子商品券の内容

PayPay 株式会社が提供する電子商品券（子ども一人当たり 80,000 円/年額）

2 申請・交付方法

対象者は、千代田区ポータルサイトから申請を行い、学生証や在籍証明書等の対象要件を確認できる書類を提出する。審査の結果、交付決定となった場合には、区から「すぐーる」の登録案内を送付し、保護者は登録を行う。その後、区は「すぐーる」を通じて商品券取得に必要な「商品券コード」を送付し、各自が「PayPay」に当該コードを入力することで商品券を取得する。

【申請から交付までの流れ】



3 スケジュール（予定）

- 7月20日 広報千代田・HP 掲載
- 8月 1日 ポータルサイトにて申込受付開始
- 9月 1日 順次、ちよだ BRIDGE 商品券コードの送付・利用開始

令和8年度における区立学校園で実施している新たな取組

1 背景

教育委員会では、毎年教育施策の見直しを行い、成果と課題をもとに次年度の新規・拡充事業の施策を展開している。これらの施策に取り組み、学校園における教育活動の更なる充実を図る。

2 主な拡充・新規事業

①（拡充）ちよだリテラシー教育

【目的】情報の真偽を見極め、批判的に読み解き、自ら考え判断し、適切に活用・発信できる力を身に付け、変化の激しい情報社会を主体的に生きる力を育成する。

【取組】リテラシー検定を実施し、その結果を基に教材を開発するとともに、授業改善に生かす。あわせて、読解力の向上や情報活用の学習を継続的に進め、児童・生徒一人一人に応じた指導の改善につなげる。

②（拡充）国際教育の推進（外国人講師派遣）

【目的】千代田区立学校園における外国語に関わる教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資する。

【取組】令和8年度から、併設の幼稚園・こども園・小学校に週5日外国人講師（ALT）を派遣し、外国語・外国語活動に加え、各教科等の授業及び授業外の活動でも国際教育の推進に資する教育活動の充実を図る。

③（拡充）コーディネーショントレーニング

【目的】継続的な実施による体力向上と運動意欲の促進を図り、心身の健全な発達を支える。

【取組】令和7年度の成果を踏まえ、継続的な実施による体力向上と指導の定着を図るため、令和8年度は実施回数を3回から6回へ拡充する。

④（拡充）保幼小合同研修会（小学校区ごと一斉開催）＜架け橋期のカリキュラム＞

【目的】小学校、幼稚園・こども園、保育園が連携協働し、架け橋期（5歳児～小学1年生）に求められる教育の内容等を可視化した、それぞれの地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、保育・教育実践をしていく。

【取組】令和7年度に各小学校区で作成した「架け橋期のカリキュラム」の実施状況の確認と改善を行うために、1月に小学校区ごとに一斉に保幼小合同研修会を実施する。

⑤（新規）統括心理アドバイザー

【目的】①学校問題への心理的視点を生かしたより迅速な対応

②学級経営力、児童・生徒理解力の向上

【取組】学校問題発生時に、迅速に指導課直属の心理職として学校に訪問し、問題の解決策提示や助言にあたる。WEBQU分析を通じ、各学校で研修、コンサルテーションを行い、学級経営や児童・生徒理解のスキル向上を図る。

最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給について

1 経緯

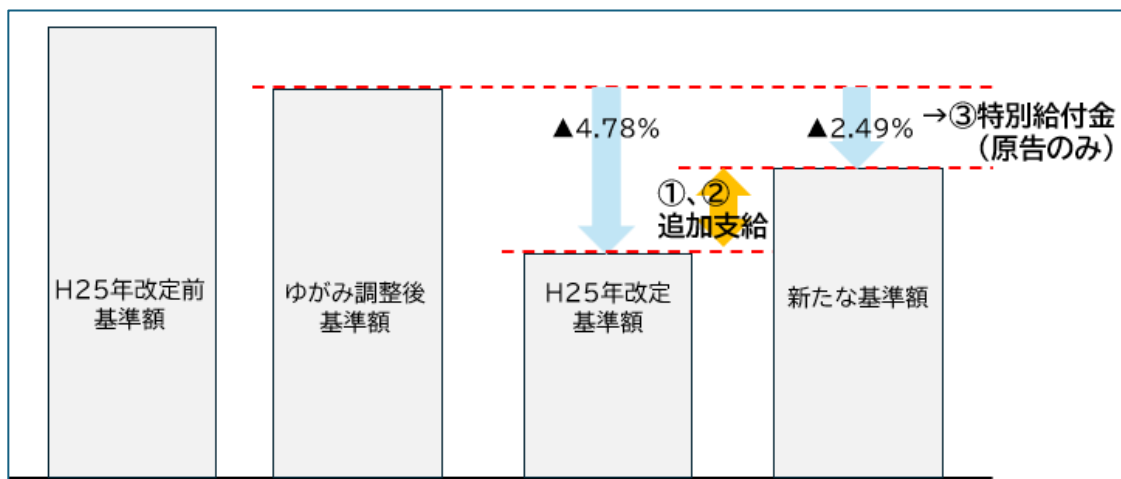
平成25年生活扶助基準改定(以下、「平成25年改定」という。)については、令和7年6月の最高裁判決により、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されたことから、国は新たな水準を設定し、その差額分を追加給付することを決定した。

2 概要

○追加支給内容

- ①平成25年改定で実施した水準(高さ)調整(▲4.78%)を新たな水準(高さ)調整(▲2.49%)に代えることで生じる差額に相当する額を給付する。
- ②平成25年改定基準額に基づき算定している加算等についても、差額に相当する額を給付する。
- ③原告については、国において2.49%の差額を追加給付に上乗せし、特別給付金として支給する。(※支給事務は国が実施。)

【イメージ】



3 千代田区における追加支給対象者と支給方法

平成25年8月～令和8年3月までの期間において保護費等を受給していた世帯を対象に支給する。(現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯含む。死者は対象外。)

- ① 現在受給中世帯(約500世帯)
令和8年8月分の保護費等の支給時に併せて支給する。(令和8年7月31日予定)
- ② 廃止世帯(約1,500世帯)
国が決定した申請受付日から申請受付を開始し、申請のあった世帯から順次支給を開始する。

4 スケジュール

令和8年7月9日	区HPにて周知
令和8年7月20日	広報千代田7月20日号にて周知
令和8年7月31日	受給中世帯への支給予定
令和8年夏頃	国が決定した申請受付日から廃止世帯からの申請受付開始予定